

特区において講じられた規制の特例措置の評価、未実現の提案に係る調査審議等及び今後の政府の対応方針

平成 20 年 3 月 7 日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（平成 19 年 4 月 27 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。」「一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。」とされている。評価・調査委員会は、この基本理念に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、特区における特定事業の実施状況の視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を踏まえて評価を行った。

また、基本方針において、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）は、「内閣官房と関係省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。」とされている。これを踏まえた平成 19 年 11 月 2 日の本部長諮問を受けて、評価・調査委員会は、規制所管省庁や提案主体より意見聴取し、調査審議を行った。

これらの結果について、評価・調査委員会は、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項等に関する意見」としてとりまとめ、平成 20 年 2 月 4 日に本部長に提出したところである。

構造改革特別区域推進本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価、未実現の提案に係る調査審議等及び今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価

（1）規制の特例措置の評価の結果

ア) 地域を限定することなく全国において実施

構造改革特区において講じられた規制の特例のうち、別表 1 に掲げられた規制の特例措置については、「弊害が生じていないと認められる場合」（基本方針（3）② ア）

a) に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。実施時期、全国展開の実施内容は別表1のとおりである。

イ) 特区において当分の間存続

構造改革特区において講じられた規制の特例のうち、別表2に掲げられた規制の特例措置については、地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化としての意義が大きいと認められる場合(基本方針(3)②イ))に該当するため、特区において当分の間存続させる。その内容については別表2のとおりである。

(2) 全国展開することとなった規制の特例措置に係る今後の対応方針

別表1に掲げられた規制の特例措置については、基本方針の別表1から削除するとともに、別表1に示された実施時期、全国展開の実施内容を基本方針の別表2として追加する。

規制所管省庁は、基本方針の別表2に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令(告示を含む。)、訓令又は通達(以下「法令等」という。)の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針の別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針の別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等、実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

(3) 今後の評価の進め方

①に掲げる規制の特例措置については、平成20年度に全国展開に関する評価を再度行うこととする。②に掲げる規制の特例措置については、平成21年度に全国展開に関する評価を再度行うこととする。③に掲げる規制の特例措置については、平成20年度以降、評価・調査委員会が適当と定める時期に全国展開に関する評価を再度行うこととする。④に掲げる規制の特例措置については、認定を受けた事業者が、計画に基づいた措置を実施した日から1年後の日が属する年度に全国展開に関する評価を再度行うこととする。⑤に掲げる規制の特例措置については、当該特例が実際に適用された時点において、全国展開に関する評価を再度行うこととする。

①から⑤のいずれについても、当該評価の時期に評価が的確に行われるよう規制所管省庁は調査にあたって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

これらについての評価・調査委員会の今後の評価の進め方については別表3のとおり

りとする。

①平成20年度の評価対象

- 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
- 816 学校設置会社による学校設置事業
- 830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業
- 832 インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業

- 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 1205 (1214) 重量物輸送効率化事業

②平成21年度の評価対象

- 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

③平成20年度以降に評価を行うもの

- 910 病院等開設会社による病院等開設事業

④計画に基づいた措置を実施した日から1年後の日が属する年度に評価を行うもの

- 104 公共交通利用促進事業

⑤新たに当該特例が適用された時点で評価を行うもの

- 811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

2. 新たに評価時期を定める必要のある規制の特例措置について

初めて構造改革特区計画の認定があった「地方競馬における小規模場外設備設置事業」に係る評価時期は、平成20年度とする。

3. 調査審議事項

平成19年11月2日付けの本部長の諮問事項に対して提出された、別表4に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。

別表1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
826	高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があると認めた場合、高等学校等の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。	全部	教職員の適正な配置等の教育環境の整備等について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。	通知	平成20年度中	文部科学省

別表2 特区として当分の間存続させる特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
707	特定農業者による濁酒の製造事業	<p>農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を適用しないこととする。</p>	<p>特区として当分の間存続することとなったことを踏まえ、規制所管省庁は、特例措置の要件に関して、①自らの名義で農業を営まない農業者が農家民宿等を営む場合にも特例の適用対象とすること、②原料確保が困難な災害時に限定して、自ら生産した以外の米を原料に使用して濁酒を製造することができるようにすることについて、引き続き検討を行い、別途評価・調査委員会が適当と定める時期に、その結果について評価・調査委員会に報告すること。</p> <p>また、特例措置に関連する記帳については、規制所管省庁より、それぞれの製造形態によって記帳が必要な事項が異なっており、また、記帳様式は指定していないことから、記帳が必要な事項に漏れがない限りにおいてそれぞれに工夫することができるとの説明があった。このことから、規制所管省庁は、個々の製造形態に応じた簡素で合理的な記帳方法を実現するために、地方公共団体との連携を図りつつ、特定農業者等への積極的な支援を行うという観点から、記帳についての相談があった場合は、個々の製造者の実状に応じ適切に対応するよう、各税務署に対し、周知徹底すること。</p>	財務省

別表3 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置を活用している4特区のうち1特区において不適正事例が発生しており、当該不適正事例については、①研修生受入れ機関において、特例措置の内容や制度の趣旨等の理解が不足していること、②地方公共団体が、研修生受入れ機関を特定する際に、当該機関において十分な受入れ体制が整っているか判断するための知識・方法等を持ち合わせていないこと、が主な原因として発生しているとのことであった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、地方公共団体に対して特例措置の内容や制度の趣旨等を研修生受入れ機関に周知・徹底するとともに、地方入国管理官署、労働基準監督署、警察署等関係機関との連携体制の構築を推進するよう引き続き求めていくとのこと。</p> <p>これらの点を踏まえ、平成20年度に評価を行う。</p> <p>なお、外国人研修・技能実習制度の見直し及び運用の適正化についても、本特例措置の評価に合わせて報告を行うこと。</p>	平成20年度	法務省
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。	<p>規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、本特例措置の実施状況に関しては、多くの問題点が認識されており、特例措置として継続することに疑問があるとのことである。一方、特例措置として弊害の有無の検証については、①ほとんどの学校で未だ卒業生を出していないこと、②各学校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、③今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、④一部の学校では、多くの地方キャンパスについて平成20年度から学生募集を停止し、キャンパスを閉鎖することを決定したこと、⑤一部の学校では、株式会社としての学校運営を断念し、学校法人へ転換したこと、⑥各認定地方公共団体からの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を占めていること、などにより、「弊害の更なる検証に必要な情報の収集に努めるべき」とのことであった。</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特区計画の策定・実施に責任を有する立場として、事業の実施状況を的確に把握しつつ、学校設置会社が設置する学校(高等学校以下の学校に限る。)についての評価の実施や、学校経営に著しい支障が生じた場合等に在学者の適切な修学を維持するためのセーフティネットの整備等を通じ、特区計画の円滑かつ確実な実施を図ることが重要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に必要な情報を引き続き収集し、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上で、平成20年度に評価を行うこと。</p> <p>なお、本特例措置の評価にあたっては、各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違(※大学・大学院、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)や義務教育段階であるか否かの違い、学校法人制度との比較などの論点及び、学校法人制度の見直しや規制緩和の可能性などの評価・調査委員会における議論を整理した上で、必要な検討を行うことが重要である。</p>	平成20年度	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
830	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	<p>規制所管省庁の調査結果によると、担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有するかどうか疑問である者や、当該認定地方公共団体と関わりが見られない者に免許状を授与していた事例、免許教科と関係ないものについても指導を行っている事例等が見られたとのことである。このため、特別免許状の授与制度の趣旨の沿った免許状が授与されること、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段をさらに講じた上でその実施状況を確認していく必要があるとのことである。</p> <p>本特例措置については、認定地方公共団体が、特別免許状授与制度の趣旨を踏まえ、学校現場の実情を的確に把握しつつ、免許状の適切な授与及び管理を行うことが重要である。</p> <p>以上の点を踏まえ、規制所管省庁において、特別免許状授与制度を再点検するとともに、市町村教育委員会による免許事務が適正に行われることを担保するための手段等について平成19年度中に検討を行うこと。</p> <p>その上で、平成20年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成20年度	文部科学省
832	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、その地域内においてインターネットのみを利用して授業を行う大学の設置を促進する必要があると認める場合には、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等に規定する校舎等の施設に関する基準によらないことを可能とする。	<p>規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は、開設後1年を経過しておらず、弊害を判断できる状況にないとのことである。また、今後開講予定の遠隔教育のみでは履修が困難だと予想される授業科目(「フィールドワーク」「インターンシップ」等)については、どのように実施するのか、また実施した段階において教育研究上の弊害発生の有無について検証する必要があるとのことであった。</p> <p>このため、規制所管省庁において、インターネット等のみによる授業を行う際の校舎等施設に係る基準を緩和することによる弊害の発生の有無を確認すること。</p> <p>その上で、平成20年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成20年度	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は給食の外部搬入を行うことができる。	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査結果から、</p> <p>①食物アレルギーや体調不良児等への対応については、引き続き、弊害が生じていると言わざるを得ない。</p> <p>②本特例措置の要件のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入元との委託内容に係る契約書を締結することについては、前回調査から改善が見られたものの、なお締結していない自治体が存在している ・入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を業者に明示することについては、明示していないと回答のあった自治体の割合が増加している <p>等の状況が見られ、平成17年に引き続き、平成18年12月に取組状況の改善に係る留意事項をあらためて通知したものの、状況が未だ改善していなかったことから、本特例措置の全国展開は適当ではない、とのことである。</p> <p>しかし、今回の調査では、本特例措置を活用している保育所と、自園調理を行っている保育所との十分な比較がされておらず、以上のような弊害が本特例措置から生じているかどうかは明らかではない。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本特例措置を活用している保育所の現場に直接出向く等して、本特例措置の運用上の問題点やその対策を検討するとともに、 ②自園調理を行っている保育所の状況と本特例措置を活用している保育所の状況の比較を行う <p>などの観点を加えた上で、平成20年度において、弊害の発生及び経済的な効果に関する調査を行うこと。</p> <p>これらの調査を踏まえ、平成20年度に評価等を行う。</p> <p>なお、規制所管省庁は、福祉施設に関する基準に係る規制改革や地方分権改革の動向について、報告を行うこと。</p>	平成20年度	厚生労働省
1205(1214)	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	規制所管省庁は、今後、新たに運用された特区における運行状況を踏まえ、弊害の有無について調査を行うこと。その上で、平成20年度に評価を行い、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成20年度	国土交通省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
828	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができる。	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学のうち、特に運動場を使用することが想定される通学制の課程を有する2大学では、新たに運動場を確保したことから、現在は本特例措置の適用を受けずとも基準を満たしている状況にあるとのことである。また、その他の1大学については開設後1年を経過しておらず、体育の授業が開始されて間もない段階(平成19年10月開始)であることから、基準を緩和することに伴う弊害の有無を判断できる状態にないとのことであった。 このため、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成21年度	文部科学省
829	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができる。	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学の全てのキャンパスにおいて、収容定員充足率が極めて低い状況にあり、基準を緩和することに伴う弊害の有無を判断できる状態にないとのことであった。 このため、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成21年度	文部科学省
910	病院等開設会社による病院等開設事業	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。	規制所管省庁によれば、本特例措置を活用している診療所においては、医療提供体制や安全管理に関する弊害は特段見受けられないものの、現在、本特例措置を活用する特区計画は全国で1件しか認定を受けていない状況(その中で、本特例措置を活用して設置された病院等は、当該診療所1件)であり、その1件を対象とした調査結果から、全国展開による弊害の有無について判断することは現時点では困難である、とのことである。 このため、 ①本特例措置を活用する特区計画が、これまで全国で1件しか申請されていないことに関し、本特例措置を活用するに当たっての問題点は何か ②医療サービスの供給者である病院等を対象とした調査のみではなく、利用者である患者・国民の側の要望はどのようなものであるか などの観点を加えた上で、平成20年度において、弊害の発生、経済的効果及び本特例措置を活用するに当たっての今後の対応に関する調査を行うこと。 これらの調査を踏まえ、平成20年度以降に評価を行う。	平成20年度以降	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
104	公共交通利用促進事業	地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	規制所管省庁は、公共交通機関等の利用促進のための計画に基づいた措置の実施状況を踏まえ、計画に基づいた措置を実施した日から1年後の日が属する年度に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開を行うこと。	計画に基づいた措置を実施した日から1年後の日が属する年度	警察庁
811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないと認める場合には、校地面積を減することができる。	規制所管省庁の調査結果によれば、本特例措置を活用した大学は1校であるが、当該大学が新たにキャンパスを確保し、現在は本特例措置の適用を受けずとも基準を満たしている状況にあることから、基準を緩和することに伴う弊害の有無を判断できる状態にないとのことであった。 このため、新たに本特例措置が適用された時点で評価を行うこと。	新たに本特例措置が適用された時点	文部科学省

別表4 調査審議意見

要望事項	調査審議意見	所管省庁
不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明書に係る交付事務の見直し	<p>不動産、商業・法人等登記事項証明書及び法人の印鑑証明書は、産業活動の基盤として必要なものであり、規制所管省庁は、地域間でできる限りサービスに格差が生じないようにすることが重要である。</p> <p>したがって、本提案については、今後、規制所管省庁において、利用者側の視点に立ち、不動産登記事項証明書等に係る交付事務の簡素化・合理化に努め、即日交付又はこれに準じた取扱いを目指されたい。</p> <p>また、規制所管省庁において、提案者の地域内で即日交付のニーズ等を把握するための実践的な調査を速やかに実施し、今後の交付事務の改善に活用されたい。</p>	法務省
地域密着型サービスの認知症対応型通所介護に係る利用対象者の拡大	<p>本提案については、規制の特例措置を講ずる必要はないが、提案者が円滑に事業を実施できるよう、関係機関は連携し必要な助言及び協力をされたい。</p>	厚生労働省
分割可能貨物基準緩和車両に係る通行条件の緩和	<p>本提案については、提案者の要望に最大限応えるよう、規制所管省庁は道路管理者と連携し必要な助言及び協力をされたい。</p>	国土交通省